

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	1 - 1
法令名	中小企業等経営力強化法	根拠条項	9 - 2	
不利益処分	承認経営革新計画の承認の取消し			
(根拠規定)				
中小企業等経営力強化法				
(経営革新計画の変更等)				
第9条				
2 行政庁は、前条第1項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。				
(処分基準)				
中小企業等経営力強化法実施要領				
<b>第5 承認経営革新計画の承認の取消し</b>				
1 知事は、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。				
(その他)				